ASBJ

第 527 回企業会計基準委員会

| | |
|---|---|
| 資料番号 | 審議事項(3)-4 |
| 日付 | 2024 年 6 月 5 日 |

| | |
|---|---|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | 第 219 回金融商品専門委員会で聞かれた意見 |

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 219 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 29 日開催）において、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権についての取扱い（単純化したアプローチ）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いに関する意見）

2. ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権についての取扱いとして、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の単純化したアプローチに関する定めを取り入れるとする事務局の提案に賛同する。

3. 一般事業会社にとって、単純化したアプローチは有用であると考える。

4. リース債権などの長期の債権に関して、ステップ 4 とステップ 5 のいずれのアプローチを採用するか選択可能とすることを検討いただきたい。

5. 単純化したアプローチの選択の単位に関して、IFRS 第 9 号ではファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の単位で単純化したアプローチを適用するかどうかをそれぞれ選択することが認められているため、単純化したアプローチの選択の単位について検討することが考えられる。

6. ステップ 5 を採用する一般事業会社において、「全期間の予想信用損失」という表現は一見難しく捉えられる可能性があるため、営業債権の大半は 12 か月の予想信用損失と同額又は非常に類似することや期日経過等に応じて債権を区分して引当金を算定することが認められることを結論の背景や設例で示すことが適切であると考える。

7. 「リース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を受領する権利に係る部分」はファイナンス・リースに係る債権であるが、オペレーティング・リースに係る債権も単純化したアプローチの適用対象とすることを想定しているという理解でよいか確認したい。

8. 営業債権、契約資産及びリース債権に関して、金融機関においても単純化したアプローチを適用することが可能という理解でよいか確認したい。

9. ファクタリング・サービスの提供により一般事業会社から取得した営業債権等に関して、単純化したアプローチの適用対象とすることを想定しているかどうかについて確認したい。

**（その他の意見）**

10. 一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権以外の金融資産の取扱いに関して、ステップ 5 における検討の方向性を確認したい。

以　上